

問
24

36協定は何時間で結ぶのがいいですか？

36協定で法定労働時間を超えて延長できる時間外労働に対して、①～⑤の上限規制があります。

- ① 坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務の労働時間に対する1日2時間の上限規制（労基法第36条第1項の但し書き）
- ② 時間外労働の限度に関する基準（労基法第36条第2項）
- ③ 満18歳に満たない者への適用除外（年少者には時間外労働は許されません）（労基法第60条）
- ④ 妊産婦が請求した場合の規制（労基法第66条）
- ⑤ 育児・介護を行う労働者が請求した場合の規制（育児・介護休業法第17条、第18条、第61条第21項、第22項）

①については問28、②については問25～26、④～⑤については問33で説明します。

しかし、この限度内であれば、労使は自主的にその延長できる時間を定めることができます。つまり、この限度いっぱいまで延長すればいいというものではありません。労働者の健康の維持や家庭生活の充実のために、それぞれの職場の実態に応じて、延長できる時間は可能な限り短く定めるべきです。

自治労は、1日2時間、4週24時間、3ヵ月50時間、年間150時間を上限とすることを基準としています。この自治労基準を目安に、それぞれの職場でよく話し合って、延長できる時間を決めましょう。

自治労基準

期 間	延長できる時間（上限）
1 日	2 時間
4 週	24時間
3 ヶ月	50時間
1 年	150時間